

不妊治療費の助成制度

問合せ先 子ども未来課母子保健グループ(あいあい ☎98-5003)



県と市では、不妊症や不育症の治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。

令和4年4月から体外受精などの基本治療がすべて保険適用されたことに伴い、県では独自の新しい特定不妊治療費助成制度が創設され、本市も事業実施主体として、令和4年4月1日以降に開始した治療分を対象に新たな助成事業を行っています。

新しい特定不妊治療費の助成内容

1. 特定不妊治療費(先進医療)助成事業

特定不妊治療(体外受精、顕微授精)における標準的な治療は保険適用となりましたが、一部の治療は保険適用外となっています。そのうち「先進医療」と認められた治療については、保険外診療ではあるものの、保険診療と併用して受けることが可能です。しかし、「先進医療」については10割負担となり、治療を受ける人にとって負担が大きいことから、治療の選択肢が減ることのないよう「先進医療」の治療費に対して助成を行います。

2. 保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する回数追加事業

特定不妊治療については、保険制度上も回数制限があるため、これまで実施してきた第2子以降の特定不妊治療に対する回数追加事業を継続します。

不妊治療費助成事業の内容

1. 特定不妊治療費(先進医療)助成事業【新規】

	内容
対象治療	保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外)
助成上限額	先進医療分の治療費の70%(上限5万円)
助成回数	保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外)であれば、助成回数の上限はありません。
交付対象者	申請時に夫婦の双方またはどちらか一方が亀山市の住民基本台帳に登録があること。
申請期限	治療が終了した日から60日以内

■先進医療とは？

高度な医療技術を用いた治療やその他療養のうち、公的医療保険は適用されませんが、一般の保険診療との併用を認められているもので、先進医療の費用は全額自己負担となります。

【先進医療として現在認められている不妊治療関連の技術】

- PICSI
- タイムラプス
- 子宮内細菌叢検査(EMMA / ALICE)
- SEET法
- 子宮内膜受容能検査(ERA)
- 子宮内膜スクラッチ
- IMSI
- 二段階胚移植法



2. 保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する回数追加事業【新規】

	内容
対象治療	実子のいる夫婦で保険適用の回数を超えた特定不妊治療
助成上限額	採卵から胚移植までの治療の場合は上限30万円 胚移植のみの治療の場合は上限17万5,000円
助成回数	保険適用の治療回数を含めて通算8回まで(1子ごとのリセットはありません)
交付対象者	申請時に夫婦の双方またはどちらか一方が亀山市の住民基本台帳に登録があること。
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満
申請期限	治療が終了した日から60日以内

3. 亀山市不妊治療費助成(こうのとりの支援)【継続】

	内容
対象治療	保険適用外で受けた、体外受精、顕微授精、人工授精
助成上限額	対象経費の2分の1で上限10万円(100円未満の端数は切り捨て) ※亀山市特定不妊治療費助成等、地方公共団体の助成を申請している場合、助成対象経費から、それらの助成額を差し引きます。
助成回数	1年度につき1回
交付対象者	申請者が申請の日の1年以上前から亀山市の住民基本台帳に登録があること。
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満
申請期限	令和5年3月31日

4. 亀山市不育症治療費助成【継続】

	内容
対象治療	不育症治療
助成上限額	1年度につき1回10万円
交付対象者	申請時に夫婦の双方またはどちらか一方が亀山市の住民基本台帳に登録があること。
申請期限	治療が終了した日から60日以内

旧助成制度(三重県特定不妊治療費助成事業・亀山市特定不妊治療費助成(上乘せ助成金)) にかかる令和3年度以前から令和4年度をまたぐ治療について

令和4年4月からの不妊治療の保険適用にあたり、治療期間の初日が令和4年3月31日以前で4月1日～令和5年3月31日に終了した保険適用外の治療について、1回に限り助成対象となります。

※特定不妊治療の治療ステージCの場合で、令和4年3月31日以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植の準備のための薬品投与を令和4年4月1日以降に開始した治療を含む。

※旧制度での助成回数の残りが2回以上であっても助成は1回。残りの回数がない人は対象外です。

妊娠に関して悩んでいる人の相談窓口

三重県不妊専門相談センター

不妊や不育症に関する悩みや不安を聞いてほしい、さまざまな情報がほしいなど、不妊や不育症に関する相談に、助産師、看護師、不妊カウンセラー(女性)が応じます。

電話番号 ☎059-211-0041

相談日 毎週火曜日(祝日、年末年始を除く) 受付時間 午前10時～午後8時



助成の内容、申請書類など詳しくは、子ども未来課母子保健グループへ
お問い合わせください。